## 保全ニュース 九州 第49号 (2016年7月)

#### **TOPICS**

- ■「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取り扱いについて」定められました!
- ■政府実行計画が閣議決定!温室効果ガスの排出抑制に取り組みましょう!
- ■インフラ長寿命化(行動計画)における『個別施設計画 の策定』をお願いします!
- ■官庁施設保全連絡会議を開催します!
- ■保全実態調査・官庁建物実態調査にご協力お願いします

# ■「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取り扱いについて」定められました!

国家機関の建築物の点検については、<u>建基法(建築基準法)や官公法(官公庁施設の建設等に関する法律)</u>において、建築物の敷地・構造、昇降機、昇降機以外の建築設備について、定期に一級建築士等の資格を有する者に、損傷・腐食その他の劣化状況を点検させることが定められています。

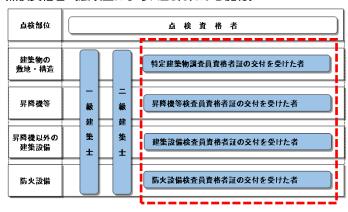
#### 点検の対象となる建築物の用途及び規模

(建基法施行令第16条、官公法H17政

令193号)



#### 点検資格者(法改正によりH28.6.1から施行)



↑申請により資格者証の交付が可能

上記の例外として、国等の建築物の点検は、維持保全に関して2年以上の実務の経験があれば点検が実施できるとされていました。しかしながら建築基準法の一部が改正され、<u>『国等の建築物の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者』の取り扱いについて、申請により資格者証の交付が必要となりました。</u>

学校、倉庫、体育館、展 示場、自動車車庫等

ただし、点検することができる建築物又は建築設備等は、申請者の所属する組織が所有するもので、 次のいずれにも該当しないものに限られます。

- 建築基準法施行令第16条第1項各号に規定する建築物、3項第1号に規定する昇降機、3項第2号に規定する防火設備、第138条の3に規定する準用工作物。
- (※避難困難者が使用するような施設においては、2年の実務経験者の点検はできないとされ、専門的知識を有する資格者が点検を実施することとされています。)

#### ■その他留意点

- ・交付対象は各団体の職員に限られます。施設管理の委託を受けている民間事業者等は対象となり ません。
- <u>退職や人事異動等により所属を離れる場合は資格は無効となります。同一団体の内部での人事異動については有効とされます。</u>
- ・資格者証は1団体1交付とし、各職員に対して個別の資格者証の交付はありません。

#### ■申請方法

- 中央官庁は、地方出先機関等に所属する職員の申請も取りまとめ、<u>関東地方整備局建政部に提出</u>。
- 地方公共団体は、団体ごとに申請。
  各地方整備局建政部に提出。→(九州窓口:建政部都市・住宅整備課)

#### ■申請の時期

平成28年度:6月15日~9月30日平成29年度以降:4月1日~5月31日

※詳細については、『平成28年3月10日事務連絡 建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第号に 掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について』及び『平成28年6月1日事務連絡 「国等の建築物又は 建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて」』国土交通省住宅局建築指導課長より中央官庁や各都道府県等 宛てに発信された文書をご確認ください。また、国土交通省関東地方整備局建政部のHPに申請にあたっての注意事項等 が掲載されていますのでご覧ください。 関東地方整備局建政部URL

http://www.ktr,mlit.go.jp/city\_park/sumai/city\_park\_sumai0000041,html

## ■政府実行計画が閣議決定!温室効果ガスの排出抑制に取り組みましょう!

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地球温暖化対策計画及び政府実行計画が5月13日に閣議決定され、各行政機関が行う全ての事務及び事業が対象となり、温室効果ガスの排出量を抑制するための措置に関する計画が策定されました。

■計画期間: <u>2016年度から2030年度までの**15年間**。</u>

(2020年度中に2019年度までの実施状況等を踏まえ、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。)

■目 標: 2013年度を基準として2030年度までに40%削減。

中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減。

■対 象:関係府省が行う全ての事務及び事業。

申し合わせとして決定した対策、取組等は下記表のとおりです。

#### 1 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

#### .

- <del>- 1</del>##+>5
  - ○大模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。 る。
- 省エネルギー診断の実施
- ○診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。 さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入す るなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。 ※環境省が作成する仕様書の雛形を参考として施設管理者が業務発注を行う。
- エネルギー消費の見える化 とエネルギー管理の徹底 (BEMSの導入等)
- ○エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルの エネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネ ルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用に ついて 不断の運用改善に取り組む。
- ○BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては情報公開を図る。
- ※霞が関中央官庁庁舎、5万㎡以上の地方官庁庁舎から導入。設備更新に合わせるなど経済合理性に配慮し、施設を管理する関係府省が柔軟に判断。
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- (4) 冷暖房の適正な温度管理
- (5) 再生可能エネルギー等の有効利用
- (6) 太陽光発電の導入の整備方針
- (7) 水の有効利用(雨水利用・排水再利用設備等の活用)
- (8) その他 新しい技術の率先的導入(ZEBの実現を目指す。ほか)

※印は申し合わせで記載されたもの

#### 2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- (1) 次世代自動車の導入 (2) 自動車の効率的利用 (3) 自転車の活用 (4)小売電気事業者との契約
- (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

○政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

○以下の方針に沿って L E D 照明を導入する。

- (i) 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。 ii) 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器(FL蛍光灯等)は、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものであっても、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用
- (8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等 (9) その他
- 3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
- 4 ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等
- 5 関係府省ごとの実施計画の策定

LED照明の導入

- 6 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検
- ※詳細については、地球温暖化対策推進本部(官邸HP)に地球温暖化対策計画・政府 実行計画の閣議決定について掲載されていますのでご覧ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html

また、九州地方整備局では、政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援を実施していますので、公共建築相談窓口にお気軽にご相談ください。

#### ※今後の動き

- 6月 ・環境省により、今後の省エネ 診断実施の対象施設及BEMS の導入に関する対象施設につい て関係府省と協議。
  - ・環境省より、今後省エネ診断を 実施する関係府省へ省エネ診断 書の雛形を提供。
  - ・環境省より、関係府省ごとの実施計画案の作成を依頼。
- 9月末 ・関係府省ごとの実施計画案の 環境省への提出。

10~11月

- 地球温暖化対策推進本部幹事会 関係府省ごとの実施計画案の 中間目標の確認。
- ・関係府省ごとの実施計画の公表

#### ※BEMSとは?

『Building Energy Management System』の略で、ビルエネルギー管理システムのことを指します。建物の機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムです。

#### ※LED照明を導入する場合の注意事項

- ・導入されるLED照明器具は、グリーン購入法や電気用品安全法などの関係 法令を遵守。
- ・グリーン購入法においては、直管形 LEDランプの判断基準は設定していません。既存の直管形ランプの交換にあたって、直管形LEDランプをランプ単体で調達する場合は、グリーン購入法の対象外となります。照明器具一式を交換してください。





LED照明器具 (ベースライト)

・電気用品安全法に適合 している(PSEマークが 付いている)LED照明器 旦を導入。 (ダウンライト)

・直管形LEDランプを既設の蛍光灯器 具に取り付けた場合、組合せによって は事故に繋がる危険性あり。





既設の蛍光 灯器具

直管形LEDランプを取り付けるために 既設の蛍光灯器具を改造した場合、製造者が製造責任を負うことはできなく なりますので、器具の改造はしないで ください。

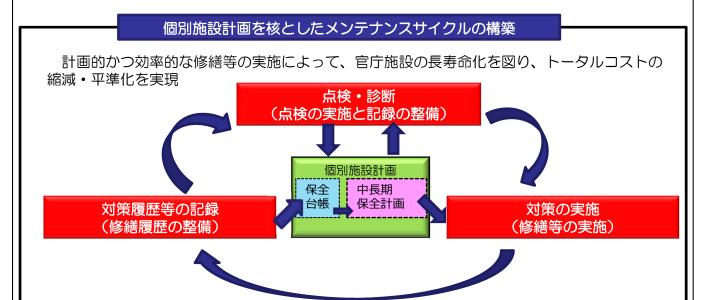
## ■インフラ長寿命化計画(行動計画)における「個別施設計画の 策定」をお願いします!

『官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き(平成26年7月18日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)において、借受施設を除くすべての官庁施設※1について、平成28年度までに個別施設計画を策定することになっています。

※1 建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象施設

#### ・ 個別施設計画とは……

- 個別施設計画は、個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位 の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載したものです。
- 官庁施設における個別施設計画は、「保全台帳」と「中長期保全計画」で構成します。(必要に応じて、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加してください。)



#### 官庁施設における個別施設計画 中長期保全計画 保全台帳 • 施設の運用段階における保全(修繕)の • 点検履歴 占检·確認項目 関係法 実施内容、予定年度、概算額に係る計画 (点検記録) \_\_\_\_\_ • 修繕履歴 П.... 2 3 \_-····· 5 □..... □..... \_.... <u>.</u>...

○ 個別施設計画については、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用し作成することができます。国土交通省では、施設管理者の皆様へ個別施設計画作成を支援するため、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を作成しています。下記、URLよりダウンロードできますので、是非ご活用ください。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_tk3\_000022.html 尚、BIMMS-Nによらず個別施設計画を策定している場合は、改めてBIMMS-Nで作成する 必要はありません。

### ■官庁施設保全連絡会議を開催します!

6月17日(金)、福岡第2合同庁舎にて、国のブロック機関の施設保全責任者を主な対象とした「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

国の29機関・38名の方に参加いただき、主に保全業務の施策に関する情報提供や意見交換を行いました。

今年7月、九州地方の各地区にて、国や地方公共団体、独立行政法人の施設管理担当者を対象に、保全業務の実務に関する会議を開催します(下表参照)。施設管理に必要な基礎知識やポイントの解説も予定していますので、是非ご参加ください。

- 九州ブロック官庁施設保全連絡会議 【議題】
  - ◇国家機関の建築物等の保全の現況について
  - ◇官庁施設のインフラ長寿命化について 政府実行計画について
  - ◇国家機関の建築物の定期点検制度について
  - ◇災害発生時における官庁施設の被災情報の 共有について
  - ◇保全に関する情報提供
  - \*会議終了後「保全相談コーナー」を開設しました。







保全相談コーナー

【今後の日程】

会 議	開催日	開催地	開催場所
福岡•佐賀地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月 6日(水)	福岡市	福岡第2合同庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月14日(木)	長崎市	長崎法務総合庁舎
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月20日(水)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
大分地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月21日(木)	大分市	大分河川国道事務所
熊本地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月26日(火)	熊本市	熊本合同庁舎
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	平成28年7月27日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

### ■保全実態調査・官庁建物実態調査にご協力お願いします!

国土交通省では、国家機関の建築物等の保全の実態把握及び営繕工事の企画、立案等のため毎年、保全実態調査・官庁建物実態調査を実施しています。本調査は、官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を用いて調査票に回答する方法により実施しており、入力期間は下記のとおりです。

○第1グループ (裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省、警察庁)





入力期間 平成28年6月13日~平成28年8月10日

第1・第2グループとも、調査票入力後、修正等がございましたら、最寄りの保全指導・監督室又 は各営繕事務所までご連絡ください。

〇保全指導・監督室 (福岡県、佐賀県、長崎県)〇熊本営繕事務所 (熊本県、大分県)〇鹿児島営繕事務所(鹿児島県、宮崎県)

#### 公共建築相談窓口

・九州地方整備局営繕部 計画課 TEL 092-476-3535 保全指導・監督室 TEL 092-476-3539 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

熊本営繕事務所 技術課 〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

• 鹿児島営繕事務所 技術課

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

TEL 099-222-5188

TEL 096-355-6122

#### 編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課
 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
 TEL 092-476-3537
 FAX 092-476-3486
 E-メールアト・レス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp